

富山県警察山岳警備協力隊運営要綱の制定について（例規通達）

富山県警察山岳警備協力隊（以下「協力隊」という。）の効果的な運営を図り、官民一体となった山岳警備活動を推進するため、別添のとおり「富山県警察山岳警備協力隊運営要綱」を制定し、平成 22 年 4 月 7 日から施行することとしたので、運用に誤りのないようになされたい。

別添

富山県警察山岳警備協力隊運営要綱

1 目的

この要綱は、協力隊の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 任務

協力隊員は、警察本部長（以下「本部長」という。）からの支援要請に基づき、地域部山岳安全課長（以下「山岳安全課長」という。）の指揮を受け、次の活動に従事するものとする。

- (1) 山岳地帯の実態把握活動、登山者に対する指導及び遭難防止広報
- (2) 山岳遭難者の救助活動
- (3) その他本部長が特に支援を要請した事項

3 協力隊員の任期

4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とし、再委嘱を妨げない。

4 委嘱手続き

(1) 推薦

警察署長は、管内に県内各方面遭難対策協議会（以下「遭対協」という。）がある場合に、各遭対協会長と協議し、遭対協に所属する救助隊員の中から、登山に関する知識や技術を有し、人格円満な者を「富山県警察山岳警備協力隊員推薦書」（別記様式 1）により、山岳安全課長を通じて本部長に協力隊員として推薦する。

(2) 委嘱

本部長は、警察署長の推薦に基づき「委嘱状」（別記様式 2）を交付して協力隊員に委嘱する。

5 解嘱手続き

本部長は、次の各号に掲げる理由があるときは、警察署長の上申に基づき、協力隊員を解嘱するものとする。

- (1) 協力隊員としてふさわしくない行動のあったとき。
- (2) 協力隊員として任務の遂行が困難になったとき。
- (3) 協力隊員が辞意を表明したとき。
- (4) その他、解嘱が適当であると認められるとき。

6 運営上の留意事項

(1) 山岳安全課長の任務

ア 山岳安全課長は、協力隊員の運用に際して活動区域を管轄する警察署長と緊密な連携に努めるものとする。

イ 山岳安全課長は、協力隊員に対し、遭難防止活動を推進する上で必要な遭難発生状況、登山道情報等を積極的に提供するものとする。

(2) 協力隊員の心得

ア 協力隊員としてふさわしい言動、態度、服装等に努めること。

イ 救助活動に必要な技術・知識の習得に努めること。

ウ 救助現場では、山岳警備隊員の指揮下において活動するものとし、安全対策上、必要と認められる場合は積極的に助言等を行うこと。

7 活動の記録

山岳警備隊長は、協力隊員が出動した場合は、「富山県警察山岳警備協力隊員活動結果報告書」（別記様式3）を作成し、山岳安全課長に報告するものとする。

8 報償費の支給

本部長の要請により協力隊員が山岳遭難救助活動に出動し、次のいずれかに該当する場合は、山岳安全課長は協力隊員に対して1回の出動ごとに5,000円を支給する。

- (1) 出動時間が概ね3時間以上経過した場合（日没後は概ね1時間以上経過した場合）
- (2) 山岳安全課長が支給を必要と認めた場合